

私たちはデジタル庁とどう対峙すべきか

—GLOCOM六本木会議#24—

クロサカタツヤ（株式会社 企）

2021年7月30日

自己紹介：クロサカタツヤ



株式会社 企（くわだて） 代表取締役
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任准教授
国際大学GLOCOM 客員研究員

【略歴】

1999年慶應義塾大学大学院修士課程修了。三菱総合研究所を経て、2008年に株式会社 企（くわだて）を設立。通信・放送セクターの経営戦略や事業開発などのコンサルティングを行うほか、総務省、経済産業省、OECD（経済協力開発機構）などの政府委員を務め、政策立案を支援。2016年からは慶應義塾大学大学院特任准教授を兼務。近著『5Gでビジネスはどう変わるのか』（日経BP刊）。

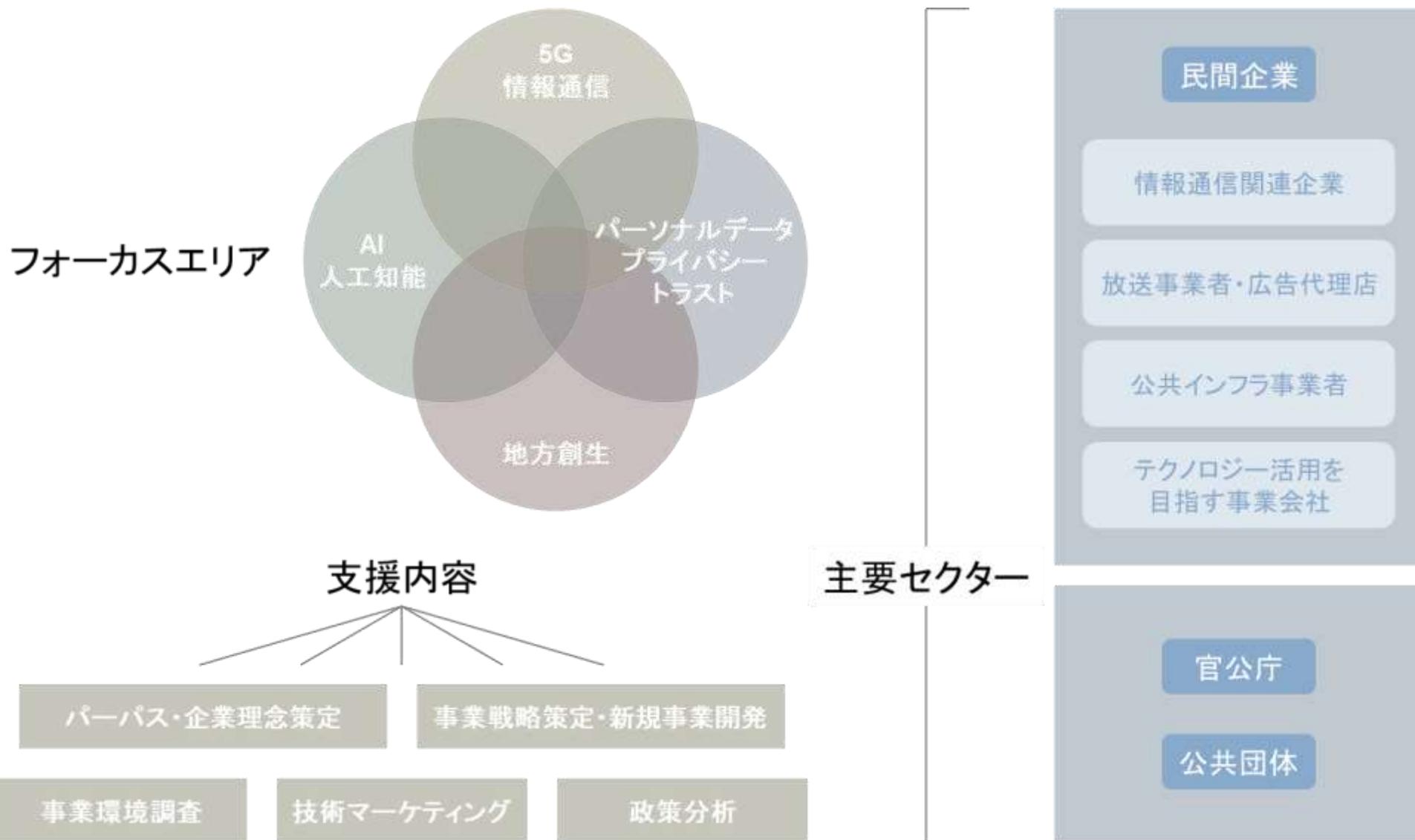
【主な役職等】

- 公正取引委員会 デジタルスペシャリアドバイザー（2021年～）
- 総務省 デジタル活用支援アドバイザリーボード 携帯電話の乗換え等サポートWG（2021年～）
- 公正取引委員会 データ市場に係る競争政策に関する検討会 委員（2020年～）
- 内閣官房デジタル市場競争本部 Trusted Web推進協議会委員／同TF座長（2020年～）
- 総務省 ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG委員（2018年～）
- IoT推進コンソーシアム データ流通促進WG 委員（2018年～）
- インフォメーションバンクコンソーシアム 監事（2018年～）
- OECD WPDGP（データガバナンス及びプライバシー作業部会）日本政府代表団員（2009年～）
※WPISP, WPPIE, WPSPEから改組
- 総務省 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合（2016年～）
- 総務省情報通信政策研究所 AIネットワーク社会推進会議 委員（2016年～）
- 日本サッカー協会100周年記念事業委員会 委員（2012年～）
- IPA専門委員（人工知能）、等



自己紹介：株式会社 企（クワダテ）

商号	株式会社 企
英文商号	Kuwadate, Inc.
設立年月日	2008年5月9日
代表者	代表取締役 クロサカ タツヤ
所在地	東京都港区元赤坂1-7-10 グランドメゾン元赤坂1001
事業内容	<ul style="list-style-type: none">• 経営及び事業計画立案に関わる業務• 企業の財務改善に関わる業務• 企業の営業改善、組織改善、業務効率改善に関わる業務• 事業開発支援・メディア開発支援に関わる業務• インターネット及び通信関連サービス並びに情報システムの企画設計、調査研究、等



デジタル庁検討の背景と経緯

■ デジタル庁検討の背景と経緯：10万円の恨み

- 「マイナンバーよりカネをくれ」
- コロナ禍の特別定額給付金を引き金に、住民の不満と地方公共団体の疲弊により現場が崩壊

10万円給付申請、郵送呼び掛け オンライン不備続出で自治体

2020.5.12 16:57 共同通信

新型コロナウイルス対策として、国民1人10万円を配る「特別定額給付金」の申請方法を巡り、国が推奨するオンラインではなく、郵送で行うよう呼び掛ける自治体が相次いでいる。オンラインでの申請内容に不備が続出し、確認作業が重荷になっているためだ。給付まで時間がかかる可能性もあり、担当者らは「簡単に申請ができて、もらえるのが遅れたら本末転倒だ」と頭を抱える。

新型コロナウイルス対策として、国民1人10万円を配る「特別定額給付金」の申請方法を巡り、国が推奨するオンラインではなく、郵送で行うよう呼び掛ける自治体が相次いでいる。オンラインでの申請内容に不備が続出し、確認作業が重荷になっているためだ。給付まで時間がかかる可能性もあり、担当者らは「簡単に申請ができて、もらえるのが遅れたら本末転倒だ」と頭を抱える。

給付金の申請方法には、マイナンバーカードを使ったオンライン申請と、市区町村から郵送された申請書に必要な事項を記入して返送する方式の2通りがある。オンラインでは本人確認書類の添付が不要で、入力も短時間で済む利点があり、所管する総務省は早期の支給実現のため、カード保有者に利用を促している。

大阪府泉佐野市は1日からオンラインでの受け付けを始めた。だが、市関係者によると約6割に不備が見つかり、給付金を受け取れる世帯主以外の申請や、振込口座の名義が異なるケースが続出。住民基本台帳上の世帯主と、実際に家計を担っている人が異なる家庭もあり、申請時に判断が難しい場合も多いという。

市は、ホームページに郵送での申請を推奨する文書を掲載。市が発送する申請書には世帯員の氏名などがあらかじめ印刷されており、誤申請のリスクが少ないという。給付金支給を担当する河原隆敏参事は「郵送が市民に一番迅速に支給できる方法」と話す。

宇都宮市でも、オンライン申請で同様の不備が続出した。申請に必要なマイナンバーカードの暗証番号を忘れた住民が窓口に殺到する事態も起き、市は不急の申請を控えるよう呼び掛けている。担当者は「内容の確認に膨大な時間が取られる。気の遠くなる作業だ」と苦しい実情を明かす。

総務省の担当者は「申請サイトの表示を分かりやすく改善するなど対策は取っている」とするが「最終的な確認は、住民基本台帳を持つ自治体にお願いする他ない」と説明。根本的な解決の見通しは立っていない。

出所：47NEWS（2020年5月17日） <https://www.47news.jp/4803938.html>

■ デジタル庁検討の背景と経緯：主犯・マイナンバー

- すべての出発点は特別給付金給付の遅れ
- 「マイナンバー普及の遅滞」が主犯として名指しされ、従来からのデジガバ機運が統合された

今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方公共団体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないことなど、様々な課題が明らかになった。こうした行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的である。

また、行政のみならず、国民による社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、日本が抱えてきた多くの課題の解決、そして今後の経済成長にも資する。単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが「新たな日常」の原動力となる。

社会のデジタル化を強力に進めるため、施策の策定に係る方針等を定める高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。）の全面的な見直しを行うとともに、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置することが必要である。

この基本方針は、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁（仮称）設置の考え方等について、デジタル・ガバメント閣僚会議の下で開催されたデジタル改革関連法案ワーキンググループにおける議論も踏まえ、政府としての方針を示すものである。

出所：デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（2020/12/25）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryou1.pdf>

■ デジタル庁検討の背景と経緯：主犯・マイナンバー

- ①行政のデジタル化の遅れ、②国・地公体の業務プロセスの一元化、③社会全体のDXの推進
- デジタル庁はすべてのデジタル政策の〈司令塔〉となる…では司令塔とは何か？

今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめ行政の情報システムが国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方公共団体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできないことなど、様々な課題が明らかになった。こうした行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的である。

また、行政のみならず、国民による社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、日本が抱えてきた多くの課題の解決、そして今後の経済成長にも資する。単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが「新たな日常」の原動力となる。

社会のデジタル化を強力に進めるため、施策の策定に係る方針等を定める高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。）の全面的な見直しを行うとともに、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置することが必要である。

この基本方針は、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方、デジタル庁（仮称）設置の考え方等について、デジタル・ガバメント閣僚会議の下で開催されたデジタル改革関連法案ワーキンググループにおける議論も踏まえ、政府としての方針を示すものである。

出所：デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（2020/12/25）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/201225/siryoku1.pdf>

■ デジタル庁検討の背景と経緯：33の罪状

- 6月30日のWGで「マイナンバーカード33の課題」が整理される

- (1) マイナンバーカードの利便性の抜本的向上**
- 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保
 - カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等）
 - マイナポータルなどのUI（ユーザー・インターフェース）・UX（ユーザー・エクスペリエンス）の最適化
 - 民間利用の拡大（マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等）
 - 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討
 - 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討
 - マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築（民間情報と電子申請等の連携、税（所得情報）と社会保障の連携等）の検討

(2) マイナンバーカードの取得促進

- カードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニエンスストア、病院、学校、運転免許センター、携帯電話会社等）
- 未取得者への二次元コード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨
- 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付等
- マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ
- マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

- (3) マイナンバー制度の利活用範囲の拡大**
- 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
 - 教育：学校健康診断データの保管、GIGA スクールにおける認証手段等の検討
 - 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATM による口座振込（マネー・ローンダリング対策、特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討
 - 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

(4) 国と地方を通じたデジタル基盤の構築（情報システムの統一・標準化、クラウド活用の促進等）

- マイナンバー関連システム（マイナンバー管理システム、マイナポータル等）、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン
- 民間との相互連携の強化（API 利用の促進）・官民接続基盤の整備（携帯電話会社、会計ソフトウェア、金融機関等）・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築
- 地方公共団体の業務システムの統一・標準化の加速策
- オンラインによる手続の完結、即日給付、オンライン手続における「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備
- デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開

- クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現
- 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し
- マイナンバーカードを活用した地方公共団体と住民による情報の相互活用（健康情報、電力使用量等）
- 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

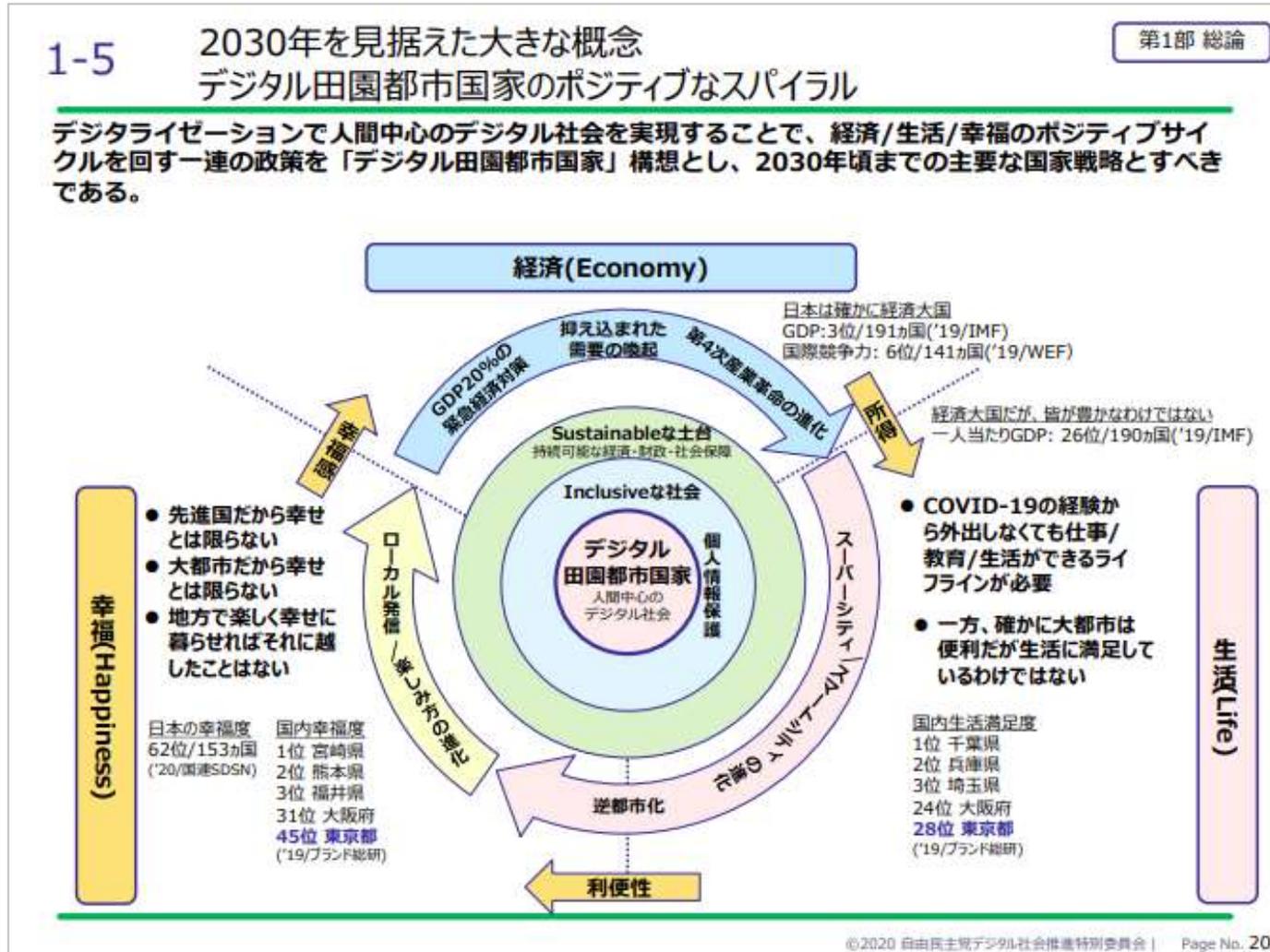
(5) マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

- 国・地方のデジタル基盤構築と IT 戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強
- マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化（J-LIS の体制強化、専門性向上、国の関与等）
- 24時間365日安定稼働できる仕組み
- システムリスク管理の強化（リリースプロセスの確立、品質管理の強化等）
- 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化
- 海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの「日本国政府」、西暦、ローマ字の表記、読み仮名の法制化の検討
- 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討

出所：マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第2回）（2020/6/30）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai2/gijisidai.html

■ デジタル庁検討の背景と経緯

- 従来のデジタル政策を概ねすべて「幕ノ内弁当」として詰め込むことを視野に入れている
- 「人間中心のデジタル社会」を標榜



出所：デジタル・ニッポン2020（2020年6月11日）
<https://dn2020.jp/>

【参考】人間中心主義コミュニケーションデザイン

■ ロードマップ：ニューノーマルと新たなインターネット文明の調和

COVID-19が加速したデジタルトランスフォーメーションの急拡大を踏まえた
人間中心の新しいコミュニケーションデザインとそれに基づく基盤の（再）構築による
ニューノーマル時代の新たな「インターネット文明」の構想とその実現に貢献する

人間とその活動へのリスペクト

- 身体や物理的な生活空間の希少性と価値の向上（priceless化）
 - 日常的な活動の多くがデジタル化（できることはデジタルで）
 - 感情のデジタル表現等により、人間やその活動の「トラスト」が形成される
- ⇒人間の行動がデジタルの価値観と協調しながら変容する「ニューノーマル社会」の出現

デジタルファーストの台頭

- 人間とその活動がフィジカル起点からデジタル起点にシフトし、必要なサービスがデジタル前提でデザインされる
 - 価値交換メカニズムのデジタル化
- ⇒デジタル技術とネットワークが人間とその活動（法人等を含む）の必須条件となる「フルコネクテッド社会」の出現

技術のコモディティ化

- 高精細デバイスのネットワーク化
 - イノベーションコストがゼロに
cf.5G, AI, IoT, 8Kの普及
- ⇒人間のあらゆる振るまいが記録可能な「エビデンスベース社会」への期待

ビジョンの重要性の高まり

- 予測技術と誘導（ナッジ）の普及
 - 短期的な行動変容促進の台頭と、それによる私権や倫理との衝突
- ⇒行動変容を促進する技術の受容に向けた、人間とその活動にとっての価値と展望（ビジョン）を明確にする必要性が顕在化



© 2020 KEIO Blockchain Laboratory

出所：ニューノーマル時代における人間の社会活動を支える情報基盤の在り方とデジタルアイデンティティの位置づけ
（慶應ブロックチェーンラボ：村井純、鈴木茂哉、松尾真一郎、クロサカタツヤ）

<https://kbcl.sfc.keio.ac.jp/TR/global-digital-identity-for-new-normal/>

© 2021- Kuwadate, Inc.

■ デジタル庁検討の背景と経緯

- 7月時点ではまだ「デジタル・ガバメント庁」だった
- 国民意識の改善：「日本は実はデジタルでボロい国だった」という意識の改善
- 解決策：①インセンティブ（無料配布？）、②普段づかい（スマホ対応？）、③応用拡大（??）

平将明の『言いたい放題』

次の政権の目玉政策は「デジタル・ガバメント庁」の創設による「デジタル遷都」

2020.7.22 政治

0コメント

マイナンバーカードと口座の紐づけ

なぜ台湾ではマスクが国民に行き渡ったのでしょうか。なぜアメリカでは短期間で給付金が支給されたのでしょうか。それは、アメリカにはソーシャル・セキュリティナンバーがあり、紐づけられた銀行口座に自動で振り込むことができたから。台湾の健康保険証にはICチップが内蔵されており、それを使って購入をするようにしたからです。

一方、日本は「なんとなく怖いから」と思う人も居て、マイナンバーカードが普及していません。マイナンバーと銀行口座の紐づけもありません。そのため、給付するためには銀行口座の申請から始めなければならないのです。

今回、世界では当たり前なのに、日本はそうっていないことが明らかになりました。その原因は、テクノロジーの遅れでもなければ行政機関の能力の低さでもありません。政府の努力ももちろん必要ですが、“国民の意識”を変えていかなければなりません。

出所：平将明の『言いたい放題』（2020/7/22）
<https://seikeidenron.jp/articles/14093>

- ベンチマークとして米国（SSNの浸透）と台湾（マイナンバーカードの高機能化）を設定

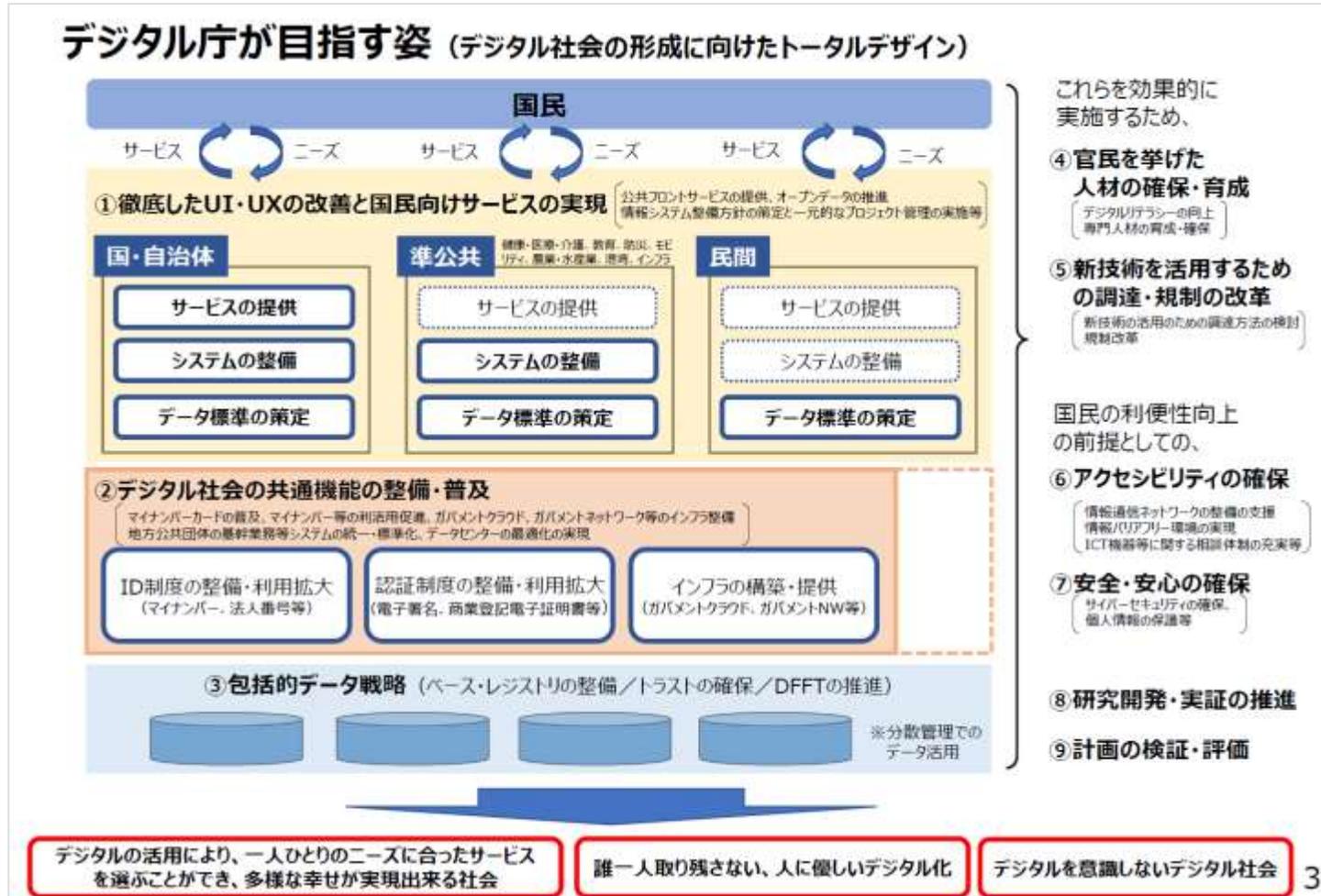
※この記述自体はやや間違いアリ

- マイナンバーの理解不足に対する課題意識が強い
- 国民意識の改善が大きなテーマに設定される

デジタル庁の構想（設計案）

■ デジタル庁が目指す姿

- 国・自治体、準公共、民間が対象として定義
 - 準公共は「健康・医療・介護、教育、防災、モビリティ、農業・水産業、港湾、インフラ」
- 「ここに含まれないもの」は何か？

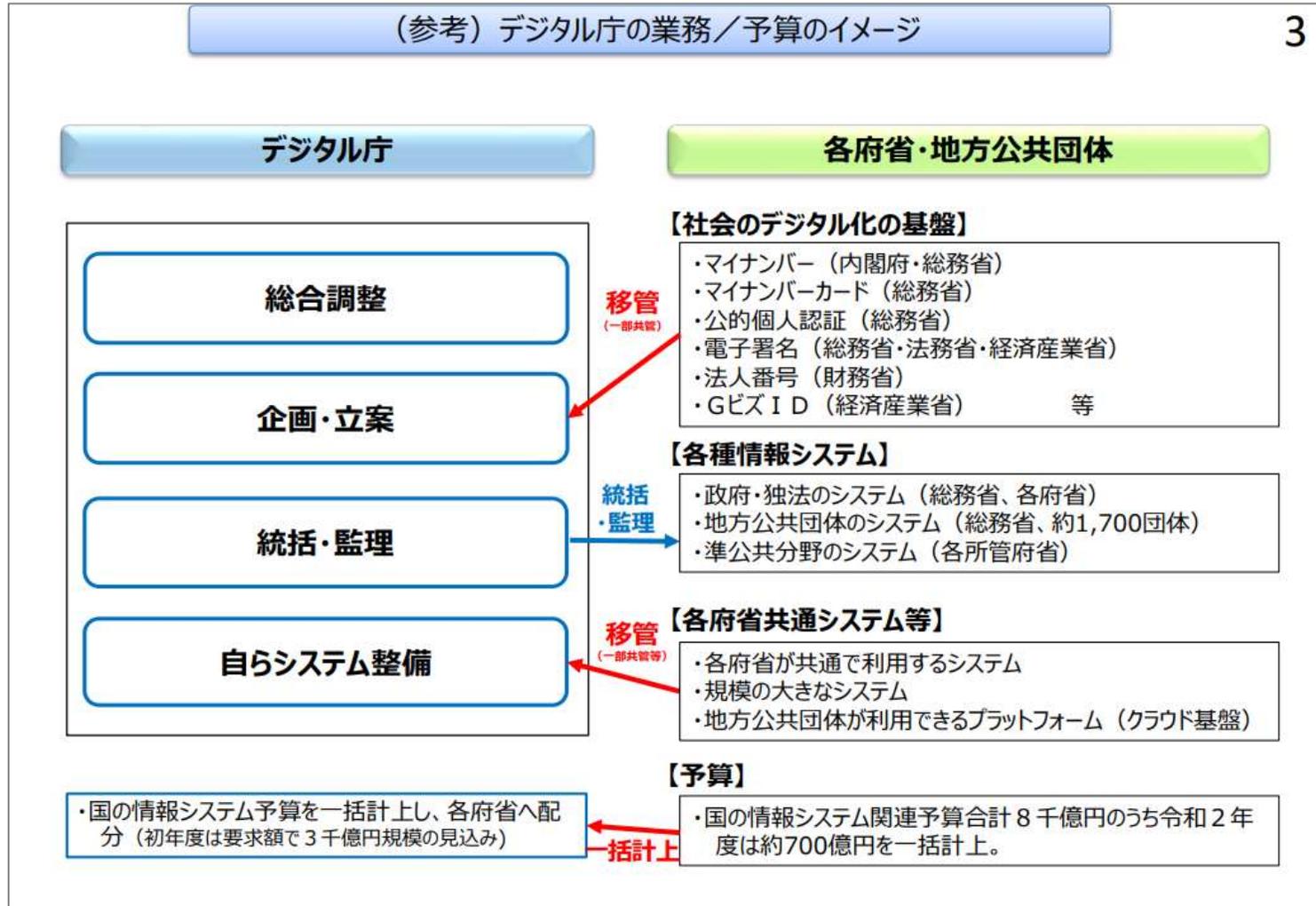


出所：デジタル社会の実現に向けた重点計画〈概要〉

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210618_01_doc05.pdf

■ デジタル庁の業務

- 自治体システムはデジタル庁が所管
- 民間の領域は各省庁が整備方針を策定、デジタル庁は進捗評価



出所：デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ（2020/11/20）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/houan_wg/dai4/gjisidai.html

■ デジタル庁の業務

- デジタル庁は役所手続きのフルオンライン化・迅速化を目指すための司令塔で総合調整機能を有する

1. 国の情報システム

- デジタル庁は国の情報システムの整備・管理の**基本方針**を策定。
- 政府情報システムを①デジタル庁システム、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム、③各府省システムの区分に分類し直し、これらのシステムに関する事業を**統括・監理**。情報システムの標準化や統一化により相互の連携を確保。
- 国の情報システムに関する予算（令和2年度で合計約8千億円）は、デジタル庁に一括計上し、各府省に配分して執行する仕組みを目指し、令和3年度から①デジタル庁システム及び②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システムの整備・運用等予算をデジタル庁に**段階的に一括計上**（令和3年度は要求額で3千億円規模の見込み）。①デジタル庁システムについては**自ら整備・運用**。

これにより、政府情報システムの統合・一体化を促進（令和7年度までに運用経費等を3割削減）、民間システムとの連携を容易にしつつ、ユーザー視点での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に進めることで、国民・事業者の更なる利便性向上を図る。

2. 地方共通のデジタル基盤

- 全国規模のクラウド移行に向けて、デジタル庁が、総務省と連携して標準化・共通化に関する**企画と総合調整**を行い、政府全体の方針の策定と推進を担うほか、補助金の交付されるシステムについて**統括・監理**を行う。
- これにより、地方公共団体の情報システムのうち、住民に関する事務に係る情報システムで、相互に連携が行われているシステム（住民基本台帳、地方税等）について、人的・財政的負担の軽減と、サービスの利便性向上を図る。

3. マイナンバー

- デジタル庁がマイナンバー、マイナンバーカード、公的個人認証等のマイナンバー制度全般の**企画立案を一元的**に行う体制を構築。
- 市区町村等との連絡調整等の実施事務を担う総務省と連携し、マイナンバーカードの**普及**の加速化等を強力に推進。
- 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管。

これにより、令和4年度末までにほとんどの住民のマイナンバーカード保有を目指す。国民が行政手続きをオンラインでワンストップに行うことができ、行政からプッシュ型で各種サービスを受けられるなど、利便性と公平性を向上。

4. 民間のデジタル化支援・準公共部門のデジタル化支援

- 改正IT基本法において、国・地方・事業者のデジタル化に向けた役割を規定し、デジタル社会の形成に関し国が定める**重点計画**で具体的な施策と達成時期等を明記。情報システムの相互連携のための標準の整備・普及等を行う。
民間デジタル化を促進し、中小企業を始め企業の生産性の向上や、新たな産業分野における重複投資の排除と成長の加速化を図る。
- 医療、教育、防災など、生活に密接に関連していることから国民からの期待が高い分野において、デジタル庁が、情報システムに関する**整備方針を関係府省と策定・推進**し、当該情報システムの整備を**統括・監理**。
- 緊急的な整備が必要なシステム等**については、デジタル庁と各府省が**共同で整備**。
- デジタル化促進のために必要な規制・制度上の課題の洗い出しとその見直しを関係府省と連携して推進。

様々な民間サービスの開発・提供が進められる上で必要な環境整備を図ることによりサービスの多様化及び質の向上を図る。

5. データ利活用

- デジタル庁は、法人番号など法人や個人を一意に特定し識別するID制度や、電子署名、商業登記電子証明書などの、情報とその発信者の真正性などを保証する制度の**企画立案**を、関係法所管府省と**共管**し、ユーザー視点で改革・普及。また制度所管府省、地方公共団体とともにベース・レジストリとして整備すべき情報の明確化とその整備を担う。
- 手続を一度で完結できるようになる（ワンスオンリーの実現）

6. サイバーセキュリティ

- デジタル庁に、セキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムの検証・監査を実施するとともに、NISCがその体制を強化しつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに対するセキュリティ監査等を行う。
- 国民の重要な情報資産を保護。

7. デジタル人材の確保

- デジタル庁を含め他の政府部門においてもデジタル改革を牽引していく人材を確保。民間、自治体、政府を行き来しながらキャリアを積める環境を整備。行政と民間のデジタル人材の効果的な連携により業務を進める組織文化を醸成。

■ デジタル庁の業務

- 直接のターゲット：①国（交付金対象の独法含む）、②地公体、③準公共分野

4. デジタル庁が関与するシステムの範囲

デジタル庁が関与するシステムの範囲

令2.11月
IT室兼準備室

大分類	小分類	A. 整備方針の策定	B. デジタル庁の統括・監理	C. 個別システムの整備・運用	D. 一括予算計上(注)	備考
(1)国のシステム	①デジタル庁システム	○	○	デジタル庁が整備・運用	○	国、独法、地方公共団体、準公共の民間事業者が相互に連携するためのシステムを含む
	②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム	○	○	デジタル庁が整備 各府省が運用	○	
	③各府省システム	○	○	各府省が整備・運用	× (注)	※R4年度以降の取扱いは、一括計上の方向で検討
(2)独法のシステム	①国の交付金が交付されるシステム	○	○	各府省が交付金執行、 独法が整備・運用	△ (注)	※運営費交付金以外の交付金の場合は、一括計上可能か
	②上記以外のシステム	○	△ (デジタル庁が指導・助言)	△ (デジタル庁が指導・助言)	×	独法が整備・運用
(3)地方公共団体のシステム	①国の補助金が交付されるシステム	○ (注)	○	各府省が補助金執行、 地方が整備・運用	○	※標準化法の基本方針は、総務省と共同で策定
	②上記以外のシステム	○	×	×	×	地方が整備・運用
(4)準公共分野 (重点計画で指定、 抜費が積蓄) の民間事業者のシステム	①緊急に整備を要する等のシステム	○ (各府省と共同)	○	デジタル庁・各府省が共同で整備、 事業者が運用	○	※整備の緊急性の度合い等に応じ、様々な整備のあり方を想定
	②上記以外のシステム	○ (各府省と共同)	×	×	×	事業者が整備・運用
(5)(4)以外の民間事業者のシステム	①相互連携分野の民間事業者が利用するシステム	△ (標準を策定)	△	×	×	事業者が整備・運用
	②上記以外のシステム	×	×	×	×	事業者が整備・運用

(注) (1)国のシステムの①②の「一括予算計上」に関して、R3年度は、デジタル庁に予算計上。ただし、特会で管理している経費など、現時点で各府省のシステムとは別に特定の事業と一体的に整備、運用されているシステムについては、各府省に予算計上。また、(2)独法、(3)地方公共団体、(4)準公共分野の「一括予算計上」については、R4年度以降の取扱いを検討。

■ デジタル庁が目指す姿

- 自治体システムはデジタル庁が所管
- 民間の領域は各省庁が整備方針を策定、デジタル庁は進捗評価

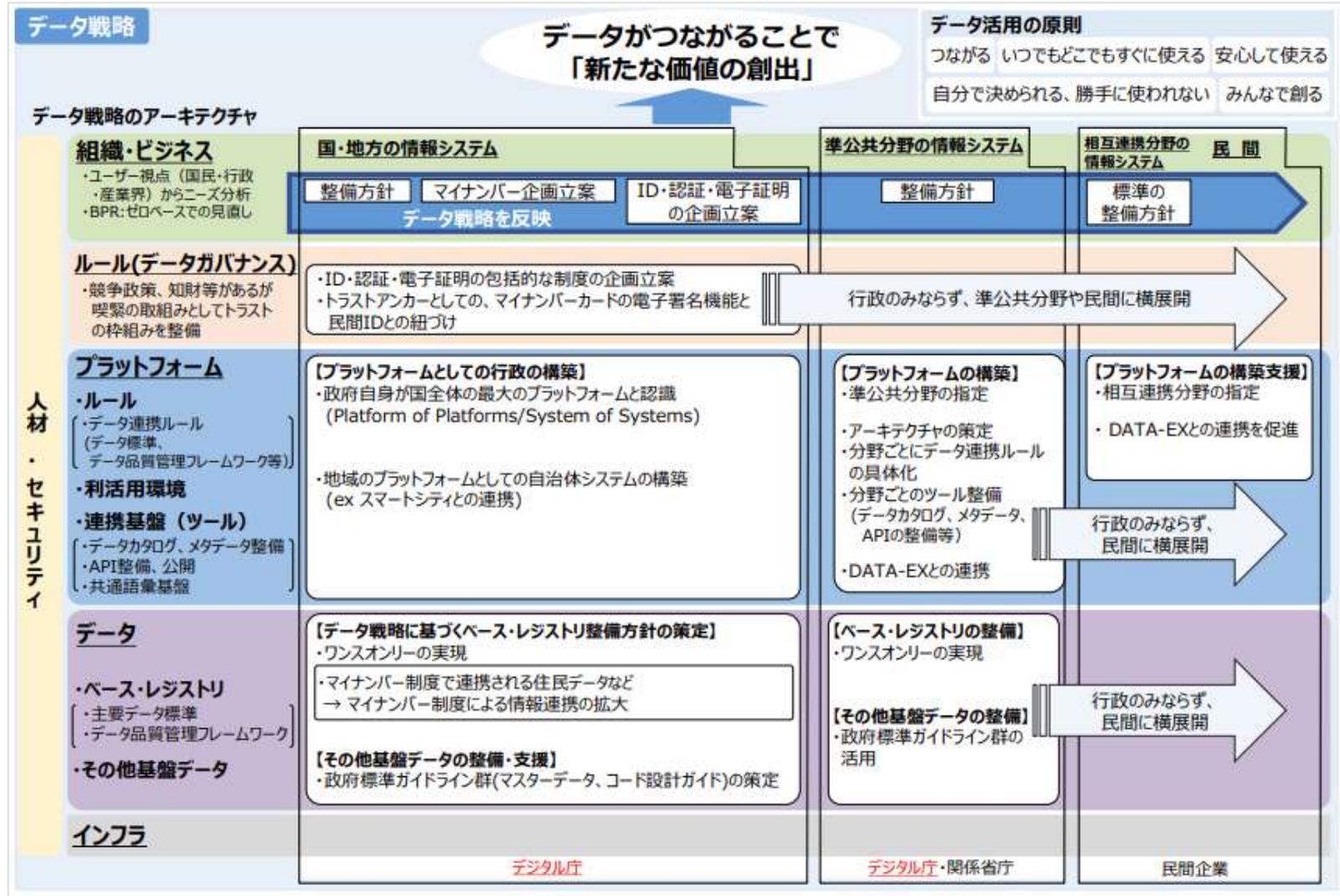
		包括的データ戦略の概要									
		■ 昨年末にデータ戦略タスクフォースとりまとめで示された課題について実装に向けた検討項目を整理									
		ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会									
データ戦略のアーキテクチャ		第一次取りまとめ	包括的データ戦略 検討項目								
人材・セキュリティ	戦略・政策	データ戦略の理念とデータ活用の原則の提唱	<ul style="list-style-type: none"> データ活用原則 (①データがつながり、使える、②勝手に使われない、安心して使える、③みんなで協力する) 行政におけるデータ行動原則の構築 ①データに基づく行政(文化の醸成)、②データエコシステムの構築、③データの最大限の利活用 プラットフォームとしての行政が持つべき機能 								
	組織 行政 民間	社会実装・業務改革 デジタルツインの視点で ビジネスプロセスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁の策定する情報システムの整備方針にデータ戦略を反映 								
	ルール データ ガバナンス 連携 ルール	トラストの枠組み整備 トラストの要素(意思表示の証明、 発行元証明、存在証明)を整理	<ul style="list-style-type: none"> トラスト基盤の構築(認定スキームの創設) 【デジタル庁を中心として関係省庁が協力して、2020年代早期の実装を目指す】 トラスト基盤構築に向けた論点整理 (トラスト基盤の創設[各プレイヤーの役割の明確化]、認定基準、国際的な相互承認 等) 								
	連携基盤 (ツール)	プラットフォームの整備 分野共通ルールの整理 分野毎のプラットフォームにおける 検討すべき項目の洗い出し (官民検討の場、ルール、ツール等)	<ul style="list-style-type: none"> データ連携に必要な共通ルールの具体化、ツール開発 データ流通を促進・阻害要因を払拭するためのルールの整理 (意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入/ロックイン防止 等) 【デジタル庁と総務省は、2021年末までにガイドライン策定】 重点的に取組むべき分野(健康・医療・介護、教育、防災等)のプラットフォーム構築 【関係省庁はデジタル庁と協力して、2025年までに実装を目指す】 データ取引市場のコンセプトの提示 								
	データ	ベース・レジストリの整備 オープンデータ データマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ベース・レジストリの指定(法人3情報、地図情報、法律・政令・省令、支援制度 等) ベース・レジストリの整備に向けた課題の抽出と解決の方向性の検討 【デジタル庁と関係省庁は協力して、2025年までの実装を目指す】 データマネジメントの強化/オープンデータの推進 								
	利活用環境	引き続き検討すべき事項 データ利活用の環境整備 民間保有データの 活用の在り方 人材/国際連携/インフラ	<table border="1"> <tr> <td>デジタルインフラ</td> <td>・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大規模展開に向けて成果提示)、計算インフラ (高性能コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備</td> </tr> <tr> <td>人材・組織</td> <td>・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置</td> </tr> <tr> <td>セキュリティ</td> <td>・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築</td> </tr> <tr> <td>国際展開</td> <td>・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおけるDFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】</td> </tr> </table>	デジタルインフラ	・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大規模展開に向けて成果提示)、計算インフラ (高性能コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備	人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置	セキュリティ	・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築	国際展開	・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおける DFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】
	デジタルインフラ	・通信インフラ (Beyond 5G) (2025年大規模展開に向けて成果提示)、計算インフラ (高性能コンピューティングリソースの民間利用)、半導体産業基盤の強化、データ取扱いのルール等の一体的整備									
人材・組織	・データ戦略に必要な人材像、データ整備・AI活用を含むデータ戦略責任者の設置										
セキュリティ	・セキュリティバイデザインの推進、安全安心なサイバー空間の利用環境の構築										
国際展開	・理念を共有する国との連携や様々なフォーラムにおける DFFTの推進 (貿易、プライバシー、セキュリティ、トラスト基盤、データ利活用、次世代インフラ) ・G7 DFFTロードマップへのインプット【2023年G7日本会合を見据え成果を目指す】										
インフラ											

出所：デジタル社会の実現に向けた重点計画〈概要〉

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210618_01_doc05.pdf

■ データ戦略におけるデジタル庁の役割

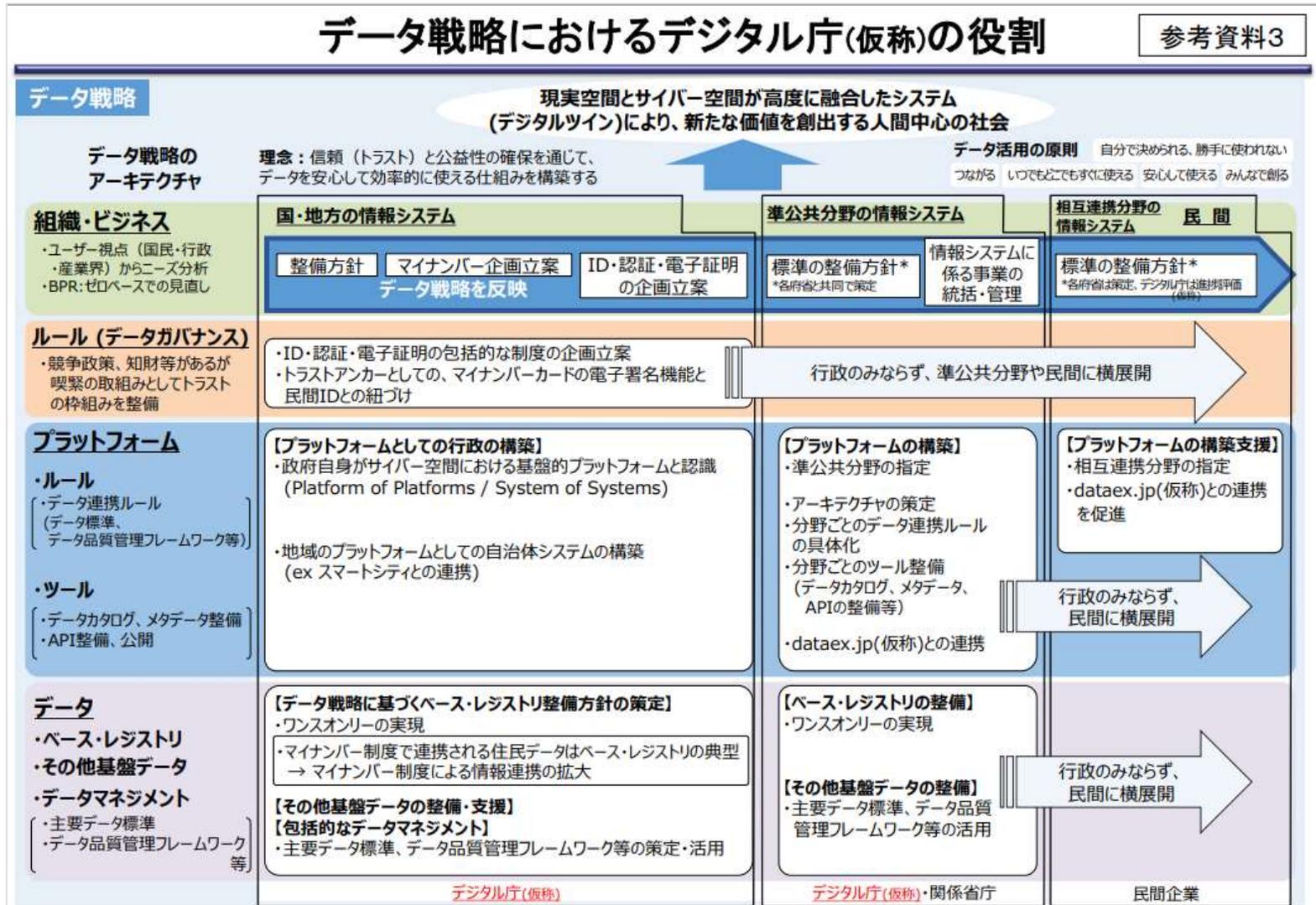
- 自治体システムはデジタル庁が所管
- 民間の領域は各省庁が整備方針を策定、デジタル庁は進捗評価



出所：包括的データ戦略 https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/210618_01_doc03.pdf

【参考】 データ戦略の第一次とりまとめ(案)における役割

- 「トラストの位置づけ」が戦略から落ちてきている：ルール（データガバナンス）に収斂
- 標準の整備方針（各府省との関係）に変化：デジタル庁に一元化？デジタル社会推進会議が主導？



■ データ戦略の第一次とりまとめ（案）の概要

データ戦略の第一次とりまとめ(案)の概要

参考資料2

データ戦略の
アーキテクチャ

ビジョン 現実空間とサイバー空間が高度に融合したシステム（デジタルツイン）により、新たな価値を創出する人間中心の社会

戦略・政策
組織 { 行政 民間
ルール { データ ガバナンス 連携 ルール
連携基盤 (ツール)
データ
利活用環境
インフラ

○ 理念：信頼（トラスト）と公益性の確保を通じて、データを安心して効率的に使える仕組みを構築する

○ データ活用の原則 自分で決められる、勝手に使われない つながる いつでもどこでもすぐ使える 安心して使える みんなで創る

○ 社会実装・業務改革

組織・ビジネスでの取組 いかなる価値を誰に対して生み出すか、国民・行政・産業界のユーザー視点からニーズ分析を行い、デジタルツインの視点でビジネスプロセスをゼロベースで見直す

データがつながることで「新たな価値を創出」
行政 民間
重点的に取組むべき分野
ワンストップ、ワンズオンリー データ流通、官民データ活用

○ 喫緊に取り組むこと

トラストの枠組みの整備
IDの認証やトラストサービスの評価などトラストアンカーの機能整備の他、誰が(主体・意思)、何を(事実・情報)、いつ(時刻)というトラストの要素について、これらが主張されたとおりのものであること(真正性)、改ざんされていないこと(完全性)の確保・証明が必要である。以下のように整理し、各々の論点を整理(論点例:本人確認レベル、発行した自然人、組織、機器の確認方法)
・主体・意思: 意思表示の証明(意思表示が本人によってなされたものであること等の証明)
・事実・情報: 発行元証明(発行した自然人、組織、機器が信頼できるか等の証明)
・存在・時刻: 存在証明(何らかの情報が、ある時点において存在し、それ以降は改ざんされていないことの証明)
→ 整理した論点について、関係省庁で解決の方向性を検討開始

プラットフォーム

分野横断で検討すべき共通項目

- 共通アーキテクチャの整備(スマートシティ/リアルワールド/デジタルデータの取扱いに係る契約ひな形、パーソナルデータの取扱い、データ交換のための標準化、データの品質の考え方)
- データ連携の共通ルールの整備^{*1}
- 主要データ標準、データ品質管理フレームワークの策定
- 分野間データ連携基盤でのツール開発(データカタログ検索、データ交換、データ連携契約機能)(分野間連携のための民間促進団体dataex.jp(仮称)によるポータルサイト運営)

分野ごとに検討すべき項目

→ 重点的に取組むべき分野の関係省庁を中心に、官民共同での検討の場を設け、プラットフォームの在り方についてデジタル庁(仮称)発足までに整理(健康・医療、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ等)

- 関係者のニーズ分析: データを中核とした新たな価値創出のための分析
- アーキテクチャの策定: スマートシティ/リアルワールド/デジタルデータを参照
- ルールの具体化、ツール開発(データカタログ、メタデータ、APIの整備等)

データ整備

ベース・レジストリ整備の推進(ベース・レジストリ・ロードマップの策定) → 重点整備対象候補のデータホルダーの関係省庁にて、2021年6月末までに課題整理と解決の方向性を検討

- ベース・レジストリ^{*1}の選定
 - 選定基準^{*2}
 - 重点整備対象候補^{*3}
- ベース・レジストリの推進方法
 - 優先順位に従い段階的に導入
 - 成功事例をつくり効果や課題を明確化

アクション

- ベース・レジストリの指定(内閣官房IT室: 2021年3月末)
- データ整備: 先行プロジェクトの実施(住所や法人情報等)
- 主要データ標準の整備、データ品質管理フレームワークによる評価(内閣官房IT室: 2021年3月末)

その他基盤データの整備の推進

- 特定分野などで社会の基盤として扱われるデータの整備を促進

オープンデータの推進

- オープンデータ基本指針の改定による機械判読性の強化

包括的なデータマネジメントの推進

- 主要データ標準、データ品質管理フレームワーク等の活用

○ 引き続き検討すべき事項

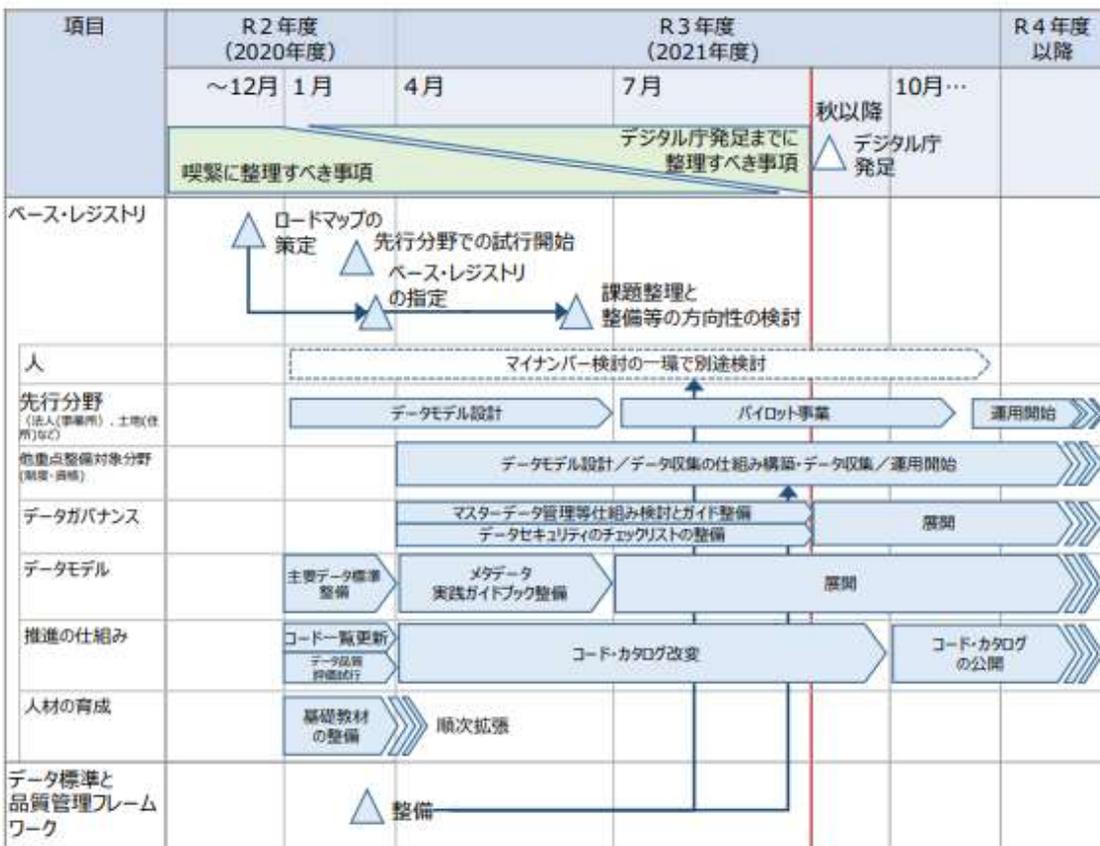
＜国際連携＞＜人材＞＜デジタル庁(仮称)の役割＞

データ利活用の環境整備(データ流通市場の活性化等) デジタルインフラの整備・拡充 国際連携 人材 データ整備方針等へのデータ戦略の反映

■ ベースレジストリ・ロードマップ

- データ整備の目標年を 2030 年と設定し、そのための仕組み作りを5年以内に行うことを時間的スコープとする。
- 「できるかどうかではなく、やるかどうかが問われている。」

- ✓ ベース・レジストリとは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。
- ✓ レジストリの名のとおり、「正規に登録された情報」であり、日本では台帳等が相当する場合が多い。
- ✓ 正確性や最新性が確保された社会の基幹となるデータベース群の総称であり、オープンデータや行政内で使うクローズデータ等、目的に応じ、適切なアクセス・コントロールのもとで提供される。



5年後 (2025年)

- ✓ 基盤となるプラットフォームの整備が終わり、品質管理などのデータマネジメントも先行プロジェクトで行われる。
- ✓ 住所等の初期のベース・レジストリの整備が終了することから、それを踏まえ、IoTデータ等、ベース・レジストリとして整備する対象の拡充を図っていく。
- ✓ また、ベース・レジストリ間のデータ連携による自動更新などの考え方が整理される。

10年後 (2030年)

- ✓ 導入を効率的に行うために、システム更改のタイミングに合わせて、順次、ベース・レジストリの整備を進めていく。
- ✓ その中では、ベース・レジストリ間のデータ連携の仕組みも整備していく。
- ✓ 2025年までにデータ標準の整備、2030年には世界各国と同じレベルでのデータ環境を実現していく。

出所：内閣官房IT室「ベース・レジストリ・ロードマップ(案)」(2020/12/8)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/data_strategy_tf/dai4/gijisidai.html

図6 ベース・レジストリのデータ整備ロードマップ

【参考】マイナンバーに関連する政策動向(1/5)

- マイナンバーに係る33の課題を解決するための取組方針

1. マイナンバー関連システム整備

1.1 マイナンバー関連システム（マイナンバー管理システム、マイナポータル等）、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン

□ 2022年までに速やかに着手すべき施策:

- 自治体等が突発的な事務に対応できる汎用システムである「(仮称)自治体等共通SaaS基盤」の構築
- 国・地方がともに活用できる複数のクラウドサービスの利用環境である「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備

□ 2025年へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン（あるべき姿）

- 自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用
- 情報連携基盤（「公共サービスメッシュ」）の構築（分散管理を前提とした社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討、行政事務全般における機関別符号のみを利用した情報連携の検討、プッシュ通知、情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し）
- 利便性の高い国民・民間事業者向けポータルサイト等の構築（「民間タッチポイント」）
- ネットワーク構造の抜本的な見直し（ガバメントネットワーク整備プロジェクト）

1.2 民間との相互連携の強化（API利用の促進）・官民連携基盤の整備（携帯会社、会社ソフト、金融機関等）・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築

- オープンデータ等を提供する各種APIの開発・提供の推進
- 「APIカタログ」の整備

1.3 マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化

- 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、デジタル庁と総務省で共管

1.4 マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

- マイナンバーカード生産・管理体制の強化
- マイナポータルの認証機能等の強化

1.5 24時間365日安定稼働できる仕組み

- 自己情報取得APIの原則24時間365日対応のための機能強化

1.7 海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記

- 2024年のマイナンバーカード海外利用開始に合わせた運用開始

1.6 オンラインによる手続の完結、即日給付、オンライン手続における「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備

- オンラインによる手続の完結、即日給付の実現等のためのシステム等の整備
- 多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備（申請受付システムの整理及びUX・UIの改善等）

出所 首相官邸（内閣官房IT室）「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（案）の概要」（2020/12/11）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai6/gijisidai.html

【参考】マイナンバーに関連する政策動向(2/5)

- マイナンバーに係る33の課題を解決するための取組方針

2. マイナンバーの利活用の促進

2.1 マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築（民間事業者と電子申請等の連携、税（所得情報）と社会保障の連携等）の検討

- 年末調整・確定申告における自動入力の実現
- iDeCo手続きのオンライン化・デジタル化
- 民間事業者のデジタル化対応の加速化
- ふるさと納税に係る寄附金控除手続きにおける自動入力の実現
- マイナポータルから取得できるデータの拡大
- クラウドを活用した新しいデータ授受策活用の検討

2.2 多様なセーフティネット：児童手当等の情報連携等の改善の検討

- 分散管理を前提とした社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携の検討
- 行政事務全般（治安、外交等を除く）における機関別符号のみを利用した情報連携の検討
- プッシュ通知
- 制度改正から情報連携開始までの期間の短縮
- 情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直し
- 療育手帳の交付事務などにおけるマイナンバーの利用・情報連携

2.3 金融：公金受取口座、複数口座の管理・連携等の利便向上、ATMによる口座振入（マネロ対策・特需債対策）、預貯金付番の在り方の検討

- 公金受取口座の登録・利用の仕組みの創設
- ATMによる口座振入（マネロン対策・特殊詐欺対策）でのマイナンバーカードの活用の検討
- 預貯金付番を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む）の創設

2.4 教育：学校健診データの活用、GIGAスクールにおける認証手段等の検討

- 学校健診データの保管のデジタル化とマイナポータルからの閲覧の実現
- GIGAスクールにおけるマイナンバーカードの有効活用

2.5 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討

- 土地に関する各種台帳等の情報連携の高度化
- 相続登記等の申請の義務化
- 固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐づけの推進

【参考】マイナンバーに関連する政策動向(3/5)

- マイナンバーに係る33の課題を解決するための取組方針

3. マイナンバーカードの機能強化

3.1 マイナポータルなどのUX（ユーザー・エクスペリエンス）・UI（ユーザー・インターフェース）の最適化

- マイナポータルのUX・UIの抜本改善（アジャイル開発による改善、全自治体の接続実現、申請項目の自動入力、標準様式プリセット、業務システム連携）
- マイナポータルから原則全自治体で利便性向上に資するオンライン手続を2022年末を目指し実現

3.2 カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等）

- マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現
- 電子証明書を扱うシステムのクラウド利用の可能化
- レベルに応じた認証の推進（民間事業者への周知・相談支援の強化、利用要件・利用手続等の改善）
- 民間IDとマイナンバーカード電子証明書との紐づけの推奨

3.3 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討

- 顔認証技術を活用したコンビニでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定（ロック解除）
- スマホ格納の電子証明書の利用に当たり生体認証を活用する方策について検討

3.4 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討

- J-LISから民間事業者等の署名検証者に、本人同意を前提とした、氏名・住所等の基本4情報を提供

3.5 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

- 運転免許証のデジタル化
- 在留カードとマイナンバーカードとの一体化
- その他の国家資格証のデジタル化（各種国家資格のクラウド共通基盤の実現）

【参考】マイナンバーに関連する政策動向(4/5)

- マイナンバーに係る33の課題を解決するための取組方針

4. カードの発行促進と地方自治体における業務システム整備

4.1 未取得者へのQRコード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨

- 2020年11月から2021年3月までの間に申請書をカード未取得者に送付

4.2 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付等

- 氏名等がフレ印字されたカード申請書をカード未取得者に送付

4.3 カードの発行・更新等が可能な場所（申請レポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等

- 郵便局における電子証明書の発行・更新等の可能化
- 郵便局、金融機関、病院、学校、運転免許センター、携帯会社における市町村職員出張申請受付等の実施拡充
- 顔認証技術を活用したコンビニでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定（ロック解除）

4.4 マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ

- マイナポイントの基盤の拡充・提供
- 全業所管官庁等を通じた計画的な取組

4.5 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

- 申請受付システムの整理及びUI・UXの改善
- 事業者向け行政手続の認証・補助金申請の一元化
- APIシステム（「官民APIGW」）の構築及び利便性の向上

4.6 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策

- 主要17業務の標準仕様の策定
- 標準仕様に準拠したシステムの利用

4.7 デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開

- 多数の新規施策において試行を行う手順の原則化

【参考】マイナンバーに関連する政策動向(5/5)

- マイナンバーに係る33の課題を解決するための取組方針

5. デジタル化に関する制度

5.1 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強

- 国・地方のデジタル基盤構築（「(仮称)Gov-Cloud」の仕組みの整備、「ガバメントネットワーク整備プロジェクト」）
- 強力な司令塔機能を有するデジタル庁の設置**
- IT人材採用の増強**

5.2 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討

- 政府情報システムの3類型化とデジタル庁による統括・監理
- デジタル庁への予算一括計上の推進

5.3 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化

- 自治体の「三層の対策」の見直し
- 個人情報保護法制の見直し

5.4 読み仮名の法制化の検討

- 戸籍における法制化

5.5 システムリスク管理の強化（リリースプロセスの確立、品質管理の強化等）

- 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」の拡充等
- システムリリース前のユーザーテストの実施
- IT人材の拡充等

5.6 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保

- 「デジタル活用支援員」の本格実施
- 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の拡充等
- 企業による自社製品の自己評価様式の構築
- 市区町村等におけるアクセスポイントの確保

5.7 民間利用の拡大（マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等）

- マイナポイント基盤の拡充・提供
- マイナンバーカードの民間事業者における利用の推進

6. データの利活用とコスト管理

6.1 クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現

- 国・地方のクラウド活用の推進
- オープン・イノベーションの活用
- システムの内製化に対応する人材の確保・育成

6.2 マイナンバーカードを活用した自治体と住民による情報の相互活用（健診等情報、電力使用量等）

- 電力使用量等の電力データの様々なサービスへの活用推進
- 健診等情報等のデータのマイナポータル等での閲覧可能化

6.3 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し

- 病床管理、感染症情報等に関する情報基盤の整備（HER-SYS、G-MIS）**
- 災害情報等に関する情報基盤の整備（被災者支援のクラウド基盤等）**
- 行政の提供するデータのマシンリーダブル化

出所 首相官邸（内閣官房IT室）「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告（案）の概要」（2020/12/11）https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai6/gijisidai.html

■ デジタル化の本質

- 「誰一人取り残さない」は、全員を甘やかすということなのか？

【インフラの視点】

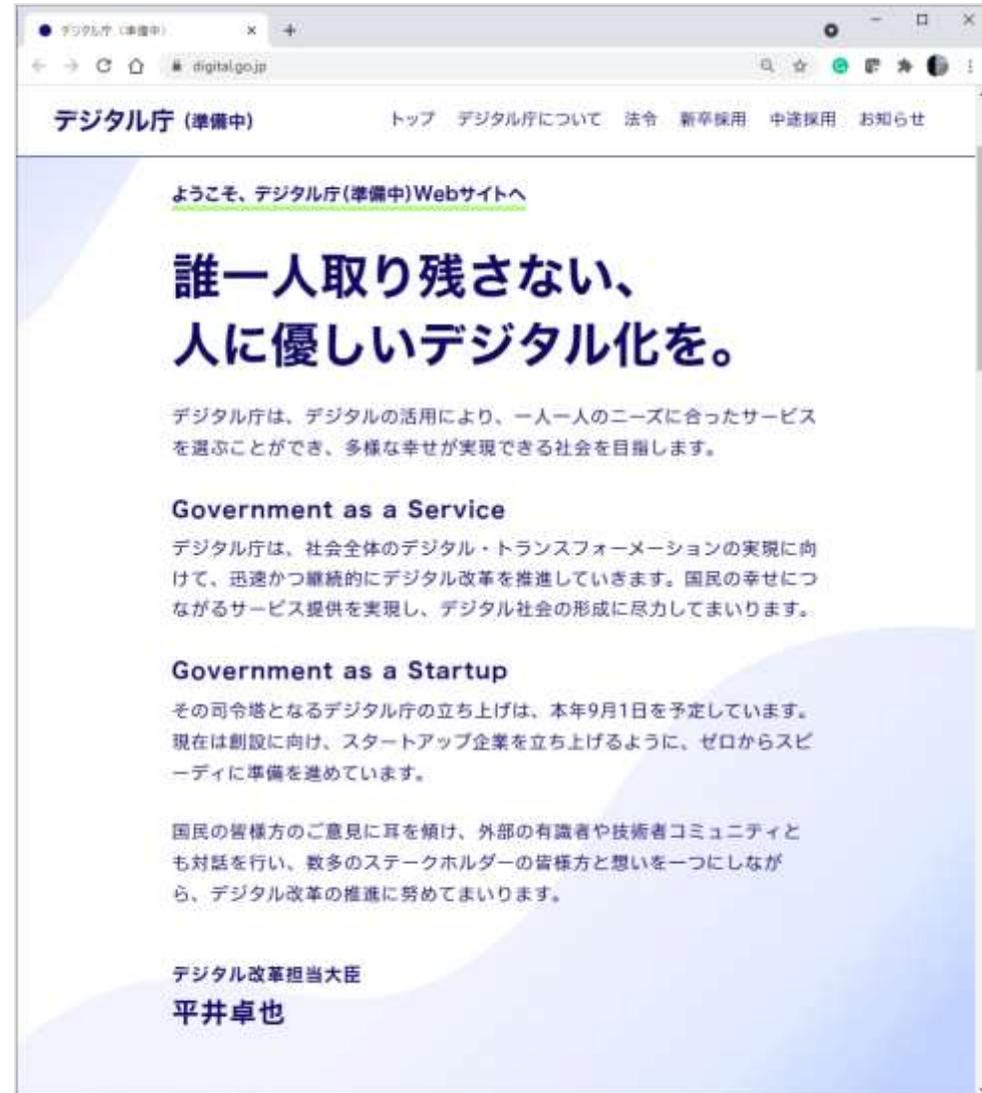
- 地上テレビ放送がアナログを停波し、デジタル放送へ移行したように、移行期には最終ユーザをはじめ徹底して優遇措置を取るが、決められた期限を迎えた後は古い（レガシー）システムをバツサリと切り捨てるような移行形態をどう考えるか？

【B2C/B2BのDXギャップとレガシーの視点】

- 公的個人認証サービス（JPKI）を構成するX. 509もレガシー化、マイナンバーカードも住基カードの仕様を一部継承したままだが、電子マネーやポイントカードがスマートフォンの中に格納されつつある時代に、このままでいいのか？

【公平性の視点】

- COVID-19を通じて「完全な公平は存在しない」こと、それを目指すことが社会全体の不効率につながることを我々は体験的に「理解」しはじめているが、これを「受容」できるのか？
- 地方公共団体に置き換えれば、A市では自力でDXを推進し、B町ではプラットフォーム事業者などの支援でDXを推進し、C村ではそもそも最低限しかDXに取り組まない、というようなアプローチの違いを許容できるのか？



出所 <https://www.digital.go.jp/>

■ まとめ

これまでのIT政策とその執行体制は変化する

⇒通信インフラ整備を中核としたIT基本法を大幅にアップデートすることになり、検討体制もデジタル庁のみならず周辺も含めて変更されていく

中核となるのは地方公共団体のデジタルガバメント

⇒政策推進の原動力となった危機感を踏まえると、地方公共団体のDX推進を相当の強制力をもって進めようとしている（cf. 自治行政局（住民制度課）業務の一部移管等）

地方自治にとっては革命的な出来事となりうるため反発も予想される

⇒中央主導によるDXによる業務プロセスの一元化は、従来の地方自治の独立性を脅かす取組であり、すでに水面下では反発も起き始めている

それ以外についてはすべて「これから」

⇒ひとまず準公共分野（医療、教育、防災）という対象設定と、データ利活用の取組を移管することは決まったが、それ以外をどのように設計するか

ユーザ視点のさらなる強化が必要

⇒ここまでの検討はサービス供給側の視点が強かったが、ユーザ（単なる受動的な市民や消費者にとどまらない主体）視点をどこまで取り込めるかが今後の成否を決める

